

吉備線LRT化基本計画検討会議規約

平成26年10月30日

(設置)

第1条 岡山市、総社市及び西日本旅客鉄道株式会社の3者による吉備線のLRT化に関する基本計画（以下「基本計画」という。）策定に向けて、広く意見を聴取することを目的に、吉備線LRT化基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉備線のLRT化の必要性及び整備効果に関すること。
- (2) 吉備線のLRT化の基本方針に関すること。
- (3) 吉備線のLRT化による概算事業費及び費用負担に関すること。
- (4) 吉備線のLRT化の運営・運行形態に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会議は、委員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者とする。
- 3 オブザーバーは、別表に掲げる者とする。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が必要と認めたとき招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は必要に応じて、会議に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、岡山市都市整備局街路交通課及び総社市市民環境部人権・まちづくり課に置く。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、岡山市都市整備局街路交通課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月30日から施行する。

別表

吉備線LRT化基本計画検討会議 名簿

委員

区 分	所 属	氏 名
学 識 者	国立大学法人岡山大学	理事・副学長 阿部宏史
市 民 代 表	岡山市連合町内会（三門学区）	会 長 岸本戴男
	岡山市連合町内会（中山学区）	会 長 黒住小彌太
	総社市小寺連合町内会	会 長 上野栄甫
	総社市服部地区地域づくり協議会	会 長 中島謹四郎
経 済 界	岡山商工会議所都市交通委員会	委員長 若林昭吾
	総社商工会議所	会 頭 清水男
国 土 交 通 省	国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課	課 長 島村泰彰
	国土交通省中国運輸局鉄道部計画課	課 長 波戸岡健吾
	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所	所 長 渡邊良一
岡 山 県	岡山県土木部都市局都市計画課	課 長 樋之津和宏
	岡山県県民生活部県民生活交通課	課 長 小林章人
岡 山 市	岡山市都市整備局	局 長 山崎康司
総 社 市	総社市市民環境部	部 長 長江章行
観 光 関 係	公益社団法人 おかやま観光コンベンション協会	専務理事 西正尚
	総社市観光協会	会 長 坪井祥隆

別表

公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社	副支社長 平 島 道 孝
	公益社団法人 岡山県バス協会	理 事 松 本 嘉一郎
	一般社団法人 岡山県タクシー協会	会 長 梶 川 政 文

オブザーバー

区分	所属	氏名
岡山県警察	交通部 交通規制課	課 長 松 田 秀 生

事務局

区分	所属
事務局	岡山市都市整備局街路交通課
	総社市市民環境部人権・まちづくり課